

各位

2025 年 7 月 1 日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

大穂実験棟における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則第 22 条の 3 項適用の解除について

大穂実験棟全域（ただし、機械室を除く）において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 22 条の 3 項の適用を解除し、管理区域として管理することをお知らせします。

1. 解除日時：2025 年 7 月 1 日（火）9:00
2. 解除区域：大穂実験棟全域（ただし、機械室を除く）。下図の黄色で示す区域。



○ 配布先

機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (QUP) 拠点長、副拠点長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員